

いしかわプラスチックリサイクル促進モデル事業募集要項

1. 目的

この補助金は、廃プラスチックの資源循環を推進し、業界団体等が実施するマテリアルリサイクルの取組を支援することで、事業者の取組を加速させることを目的としています。

2. 補助対象者

石川県内に事務局を有する業界団体又は、県内で活動する2社以上の企業のグループ（以下「業界団体等」という。）とします。

3. 補助対象事業

業界団体等が実施する先導的な廃プラスチック等のリサイクルに関する取り組みで、次に掲げる基準を満たすものとします。

- (1) 申請事業について市町、県、及び国の補助事業等の対象となっていないこと
- (2) 取組内容が法令等に違反しないこと
- (3) 政治活動、宗教活動を目的としていないこと

4. 補助金の額

上限 1,000 千円とします。

※事業収入のある場合、補助対象経費から事業収入を控除した額とします。

5. 補助対象経費

補助対象事業に要する経費のうち、以下の経費より知事が認めるものを対象とします。

区分	経費の種類
役務費	事業実施に必要な通信運搬費（郵便電信料、運搬料）、各種手数料、役務サービス料、翻訳料
需用費	事業実施に必要な消耗品の購入費、印刷製本費
施設及び設備借上料	事業実施に直接必要な施設や設備の借上料
広報宣伝費	事業実施にあたっての広報宣伝費
報償費	事業実施に必要な外部専門家等にかかる技術指導費及びコンサルタント費等の報償費
委託費	事業実施に必要な製作費及び設置等にかかる委託費、調査の実施に係る委託費
備品購入費	事業実施に必要な備品の購入費（既存の機器の更新や、汎用性のあるものを除く）
その他の経費	その他、必要と認められる経費

<備考>

- 1 補助額は、1,000 円未満を切り捨てた額とする。
- 2 次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除外する。
 - (1) 対象事業の実施に直接必要がない経費
 - (2) 対象事業に係る経費として明確に区分できない経費
 - (3) 使途、単価、数量等が明確に区分できない経費
 - (4) 人件費及び食糧費（会議及び作業に係るお茶代は除く）
 - (5) 出資・出捐・貸付及び不動産取得に要する経費
 - (6) 消費税及び地方消費税
 - (7) その他知事が不適当と認める経費

6. 補助要件

事業の結果について、ホームページへの掲載、発表会での公表などにより広く周知すること。

7. 申請方法

(1) 提出書類

- ・ 交付申請書（別記様式第1号）
- ・ 事業計画書（別紙1）、経費の配分（別紙2）、収支予算書（別紙3）、組織の状況（別紙4）、誓約書（別紙5）
- ・ その他、申請者の活動内容や実績等が分かる資料

※様式(記入例含む)は、下記ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/project/hojokin.html>

(2) 提出方法

原則、メールにて提出してください。

(3) 提出先及び問い合わせ先

石川県 生活環境部 資源循環推進課 指導グループ

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

メールアドレス：sanpai@pref.ishikawa.lg.jp、電話番号：076-225-1474

(4) 提出期限

令和7年6月30日（月）

(5) スケジュール（予定）

スケジュール	日程
公募開始	令和7年5月28日（水）
応募締切日	令和7年6月30日（月）
審査期間	令和7年7月上旬～中旬（予定）
審査結果通知（書面）	令和7年7月下旬（予定）
事業開始	採択決定後
事業終了・実績報告	令和8年3月末まで

8. 審査

(1) 審査方法

- ・事業計画書は、県に設置する審査委員会にて審査いたします。
- ・審査方法は、審査基準に基づいて採点評価を行い、点数上位者から採択を決定いたします。
- ・審査委員会は、非公開で行われ、審査経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

次のような観点から、審査を実施いたします。

審査項目	審査内容
事業の先進性	・リサイクルモデルが先進的なものであるか。
事業の継続性	・継続してリサイクルが実施できるものであるか。
事業の妥当性	・リサイクルの促進に資する取組であるか。
事業の波及効果	・他の団体等によるリサイクル活動に繋がるものであるか。

(3) 採択件数（予定）

2 件程度

(4) 通知

- ・審査結果は、令和7年7月下旬を目途に、県から書面で通知いたします。
- ・採択決定後、交付決定となり、補助事業に着手することができます。
- ・なお、採択された場合でも、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

9. 補助金の交付

- ・補助金は精算払となります。
- ・補助事業実施後、当該年度末までに実績報告書を提出いただき（必要に応じ実地検査を実施の上）、県から補助金の額の確定を通知いたします。
- ・その後、（精算）請求書を提出いただき、補助金の交付となります。